

税務グループからのお知らせ

# 今から準備をお願いします！

平成19年1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する領収書や出荷伝票など、収入・支出の分かる書類は必ず保存してください。

## 平成20年2月の確定申告から、農業所得簡易計算(農業所得標準)が廃止されます！

今後は、**収支計算**による申告が必要となります。

### 収支計算とは

農業所得の計算は、他の事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算定する収支計算が原則です。

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

### 収支計算を行うには

収入金額の分かる書類と必要経費の分かる書類から日々記録し、それを科目(収入、肥料費、農薬費など)ごとに1年間の集計を行い、これらに関する書類を保存する必要があります。

収入や経費の金額が分かる書類をきちんと保存し、記録することが必要です。



### 保存する書類

- 〈収入金額の分かる書類〉
    - ……出荷伝票、納品書(控)、仕切書など
  - 〈必要経費の分かる書類〉
    - ……請求書、納品書、領収書など
- このほかに、販売代金の入金や肥料代金などが引き落とされる口座の通帳や、農産物の出荷や購買代金の明細書なども必要です。

お問い合わせ先 広野町役場税務グループ ☎27-4160

# 統一地方選挙のお知らせ

選挙名	告示日	投票日	期日前投票期間
福島県議会議員一般選挙	3月30日(金)	4月8日(日)	3月31日～4月7日
参議院福島県選出議員補欠選挙	4月5日(木)	4月22日(日)	4月6日～4月21日
広野町議会議員一般選挙	4月17日(火)	4月22日(日)	4月18日～4月21日

※期日前投票は、役場児童図書室で午前8時30分から午後8時までです。

## ◆投票所の場所と投票時間

投票区	投票所	投票時間
第1投票区	折木地区集会所	午前7時から午後7時
第2投票区	築地ヶ丘体育館	
第3投票区	下北迫地区集会所	
第4投票区	箒平地区集会所	午前7時から午後6時

## 広野町議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催について

日	時	平成19年3月20日(火)	午後2時
場	所	広野町役場 202会議室	
そ	の	他 会場の都合により、2名以内でお願いします	

## 平成19年度から下記の税金について、郵便局の口座振替が可能となりました。

- 町県民税(普通徴収分)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

ご利用の際には、自動払込利用申込書を郵便局に提出してください。申込書は、役場税務グループ及び郵便局の窓口にあります。なお、平成19年4月から郵便局口座振替をご利用される方は、申込書を平成19年3月16日(金)まで提出してください。

## 「ごみステーション」の利用についてお願い



- ◎ 収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分までに出してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。

## 郵便等投票制度について

- **郵便投票とは**  
身体に重い障害があつて投票に行けない人が、自宅などから郵送で投票する制度です。
- **郵便等投票ができる人とは**  
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の項目に該当する場合です。
  - 身体障害者手帳をお持ちの方
    - 両下肢・体肢・移動機能(1級 又は 2級)
    - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸(1級 又は 3級)
  - 戦傷病者手帳をお持ちの方
    - 両下肢・体肢
    - (特別項症から第2項症まで)
    - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸(特別項症から第3項症まで)
  - 介護保険の被保険者証をお持ちの方(要介護5)
- **代理記載制度**  
「郵便等投票ができる人」に該当する方で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方、または、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている方は、代理記載人を指定して投票することができます。
- **利用するための手続きは**  
自宅などで投票する場合は、あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、交付申請手続きにつきましては選挙管理委員会にお気軽にお問い合わせください。

選挙に関するお問い合わせ先 広野町選挙管理委員会 ☎27-2111